

丸亀市を行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成30年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 調査を行った時期
平成28年度から平成29年度まで
- 2 成果の名称
 - (1) 丸亀市地籍図
 - (2) 丸亀市地籍簿
- 3 調査を行った地域
西平山町、福島町及び郡家町の一部
- 4 認証年月日
平成30年11月19日